

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関し売渡人または買受人が訴訟等を提起するときは、売渡人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約締結の証として、この契約書2通を作成し、売渡人買受人両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成□□年□□月□□日 **この日付は草津市長の印を押印するときに記載しますので、空欄のままにしておいてください**

売渡人 住所 □□滋賀県草津市草津三丁目13番30号

氏名 □□草津市長□□□□□□□□□□印

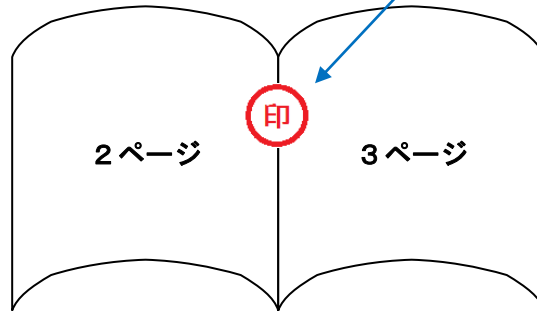
買受人 住所 **住民票（法人の場合は登記事項証明書）に記載の住所（所在地）および氏名（法人名・代表者名）を記載してください**

氏名 □□□□□□□□□□□□□□□□ **印**

**印鑑証明印を押印してください**

**同じ印で**

**次の箇所に印鑑証明印で割印してください**



**5 ページがある場合は4 ページと5 ページの間にも印鑑証明印で割印してください**